年金をめぐる情勢

＜公的年金の市場運用の不安定さ＞

　年金積立金の資産総額は１４４兆８０３８億円と過去最高になっている。年金積立金独立行政法人（ＧＰＩＦ）が市場で運用しているが、２０１４年１０月からは運用資産のうち株式の比率を５０％に倍増させたため、株価の影響を受けやすくなった。世界的な株高の影響で今のところは黒字で維持しているが、株価の変動という不安定な運用で、資産を減らす可能性の問題を抱えている。

＜年金改革による際限ない削減＞

昨年１２月に成立した公的年金の支給額を抑制する「年金カット法」とも言うべき年金制度改革法によって、２０２１年度からは「賃金マイナススライド」というべき、現役世代の賃金に応じて減額されるルールが実施されることになる。

年金抑制の「マクロ経済スライド」によって将来世代の年金水準が約３割も減ることが見込まれている上でのことである。消費税１０％実施の際、低年金者に「臨時福祉給付金」を月５０００円支給するとしているが、納付期間１０年では月１２５０円にしかならない。

この４月から、公的年金額は０・１％引き下げられた。昨年１年間の物価水準の下落に伴うもので、１４年度以来３年ぶり。６月に支給される４月分から適用される。

一方、パートの短時間労働者が、基礎年金に上乗せする厚生年金に新たに加入できるようになった。対象は約５０万人が見込まれるが、労使の合意が必要とされるので、見通しは不透明である。

＜無年金対策＞

年金受給資格が２５年から１０年に短縮される「年金機能強化法」が成立したことにより、約６４万人の人が新たに年金を受け取れるようになった。

今年８月１日の時点の年齢で、公的年金の加入期間が１０年以上２５年未満の６５歳以上の人に加え、厚生年金に１年以上加入していれば６０歳以上の女性と６２歳以上の男性も対象になる。請求が認められれば、９月分から受け取れる。しかし、納付期間が１０年では月１万６千円にしかならない。

この制度は、消費税１０％への引き上げと同時に実施する予定であったが、それなしにでも実施に至ったことは、長年にわたる要求の強さと運動によるものといえよう。

＜国民年金未納者の９４％が免除の対象に＞

国民年金の保険料が過去２年間未納の人は約２０６万人いる（２０１５年度末）。そのうち所得３００万円未満の人は約９４％いると見込まれる。その人たちは免除可能となることも考えられ、全額免除の場合でも国庫負担分は支給されることから、まずは免除申請を行ってみるよう呼びかけることが重要である。

厚労省は年間所得が３５０万円以上の滞納者を強制徴収の対象者としているが、今年度以降は３００万円に拡大する。

　年金をめぐるこうした厳しい状況を踏まえ、幅広い国民と連帯し、国民が信頼して未来を託せる公的年金制度の確立を求めて、運動を積み上げていくことが求められている。